内 閣 最報質一 〇 九 第八号

昭 和 六十二年 八 月 七 日

内 閣 総 理 大 臣 中 曽 根 康 弘

衆 議 院 議 長 原 健 三 郎 殿

衆 議院 議員 竹内勝彦君提出洗 浄溶剤使用時における事 故未然防止に関する質問 に 対 別紙答

弁書 を送付する。

衆 議 院 議 員 竹 内 勝 彦 君提 出 洗浄 溶 剤使 用 時 に お け る事 故 未然 防 止 に 関する質 問 に 対

する答弁書

一について

洗 浄溶 剤による労働災害の中で、 有機溶剤による中毒の発生状況は、 昭和六十一 年に お *(*) て

死亡者が二名、休業者が九名と把握している。

この ような労働 災 害 \mathcal{O} 発 生 に 0 1 7 的 確 に 把 握 する た 8 に、 労 働 安 全 衛生 法 昭 和 匹 + 七 年

法 律 第 五. + ·七号) に 基 づ き、 事 業 者 に 対 し、 労 働 者 が 労 働 災 害 等 に ょ り 死 亡 し、 又 は 休 業 L た

とき は 遅 滯 な < 所 轄 労 働 基 準 監 督 署 に 必 要 な 事 項 を 報告、 するよう義 務付 け て お り、 今後と

₽ \mathcal{O} 報 告 \mathcal{O} 履行 0) 確 保 · を 図 つ て ま **,** \ り た \ \ \

二について

有 機 溶 剤 に ょ る 健 康 障 害 \mathcal{O} 主 要 な 例 とし 7 は、 神 経 障 害、 肝 障 害、 腎 障 害 が 知 6 れ 7 1 る。

有 機 溶 剤 と 疾 病 と の 因 果 関 係 に つ 7 て は、 今後 とも 知 見 \mathcal{O} 集 積 に 努 8 て ま 1 ŋ た 1

三について

有 機 溶 剤 による中毒を予防するため、 有機溶剤中毒予防 規則 (昭和四十七 年労働省令第三十

六号) に お いて、 局 所 排 気 、装置 等 0 設 備 を設置すること、 作業環 境 測定 を行うこと、 保 護 具 を

使用させること等 0 措 置 を 講ずることを事 業者 に 対 L 義 務 付 け Ź 7 る。

ま た、 フ 口 ン を 用 ** \ て 洗 浄 を行う装置 に 0 1 7 は 酸 素 欠 乏 症 を 防 止 す る 観 点 か ら、 酸 素 欠

乏 症 等 防 止 規 則 昭昭 和 匹 + 七 年 · 労 働 省 令 第四十二号)に お 1 て、 換 気 を行 うこと、 酸 素 濃 度 \mathcal{O} 測

定 を 行うこと、 空 気 呼 吸 器 等 を 使 用させること等の 措 置を講ずることを事 業者 に 対 L 義 務 付 け

ている。

これらの法令で定められている事 項は、 労働災害を防止する上での最低基準で あるが、 事 業

者 が 労 働 災 害 \mathcal{O} 防 止 0) た 8 に、 法 令基準を上 口 る措 置 を自 主的 12 講ずることは、 望 ま L いこ

とであると考える。

四について

有 機 溶剤による中毒の防止及びフロ ン等による酸素欠乏症の防止につい ては、 労働基 準 · 監督

機 関 による法定基準 \mathcal{O} 履 行 \mathcal{O} 確 保、 業界団 体 及 び 事 業者へ 0) 指導等を通じて対策の 徹底 を図 0

ている。

今後とも、これらの対策の徹底に努めてまいりたい。

右答弁する。